

浜松鉄道グループ旅客営業規則

第1編 総則

第1条 (浜松鉄道グループ及びこの規則について)

浜松鉄道株式会社及びグループ会社(以下「当社」という。)は架空の鉄道・企業であり、この規則は現実世界においてなんの効力も持たない。

第2条 (この規則の目的)

当社の旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売(以下「旅客の運送等」という。)について合理的な取扱方を決め、もって利用者の便利と事業の能率的な運用を図ることを目的とする。

第3条 (適用範囲)

当社線及び当社線と他の鉄道会社線に係る旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

第4条 (用語の定義)

この規則におけるおもな用語の意義は、以下の通りとする。

- (1) 「当社線」とは当社の経営する鉄道をいう。
- (1)の2 「電軌線」とは当社線のうち東風谷電軌の軌道区間をいう。
- (1)の3 「索道線」とは当社線のうち東風谷電軌の索道区間をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱をする停車場をいう。
- (3) 「列車」とは、旅客の運送をする列車をいう。
- (4) 「特別列車」とは、特別急行列車及び特別快速列車をいう。
- (5) 「普通列車」とは、特別列車以外の列車をいう。
- (6) 「旅客車」とは、旅客の運送に供する客車及び電車、気動車をいう。
- (7) 「特別車両」とは、旅客車のうち、特別な設備をした座席車をいう。
- (8) 「乗車券類」とは、乗車券、座席指定券、特急券及び特別車両券をいう。
- (9) 「指定券」とは、乗車日及び乗車列車を指定して発行する特別車両券、座席指定券をいう。
- (10) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

第5条 (消費税課税の運賃・料金)

この規則に規定する運賃・料金については、消費税法(昭和63年法律第108号)の定め

による消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

第 6 条 （消費税免税の運賃・料金）

消費税が免税される場合の運賃・料金は、前条の規定する額に 108 分の 100 を乗じ、1 円未満の端数を 1 円単位に切り上げた額とする。

第 7 条 （運賃・料金前払の原則）

旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

第 8 条 （契約の成立時期及び適用規定）

旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱は、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとする。

第 9 条 （旅客の運送等の制限又は停止）

旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要がある時は、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券類及び入場券等の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込列車の制限

- 2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

第 10 条 （運行不能の場合の取扱方）

列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又は通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾する時は、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしない。

- 2 前項但し書きの規定には、特急券、特別車両券及び座席指定券について、これを準用

する。ただし、不通区間通過となる場合でその前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じた時に限る。

- 3 列車の運行が不能となった場合でも、当社において鉄道・軌道・自動車・船舶等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示した場合には、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱をする。

第11条 (営業キロ及び運賃計算キロの端数計算方)

営業キロもしくは運賃計算キロを用いて運賃・料金を計算する場合の0.1キロメートル未満の端数は、0.1キロメートルに切り上げる。

第12条 (期間の計算方)

期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

第13条 (乗車券類等に対する証明)

当社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

第14条 (旅客等の提示又は提出する書類)

旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日等にあつては、元号で表示されているものであっても西暦で記載することができる。

- 2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。
- 3 旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、別に当社が明示した場合を除く。

第2編

第1章 通則

第15条 (特急料金等を収受する列車の施設の表示)

特急料金を収受する列車及び特別車両料金、指定席料金等の特別の料金を収受する施設については、その旅客車入口等の旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

第16条 (乗車券類の購入及び所持)

列車に乗車する旅客は、その乗車する旅客車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、当社において特に指定する列車の場合で、乗車後乗務員の請求に応じて所定の旅客運賃及び料金を支払う時は、この限りでない。

2 前項の規定によるほか、旅客が、特別列車に乗車する場合、列車の特別の施設を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、その乗車に有効な乗車券類を購入し、所持しなければならない。

- (1) 特急列車に乗車する時は、特急券
- (2) 特別車両に乗車する時は、特別車両券
- (3) 特別車両を除く車両の指定席を利用する時は、指定席券

3 前各号の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

第17条 (営業キロ)

旅客運賃・料金の計算その他の旅客運送の条件等をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、営業キロによる。

2 前項の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間の距離による。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

第18条 (乗車券類の種類)

乗車券類の種類は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券

- | | | |
|---------|---|---------|
| イ 普通乗車券 | ┐ | 片道乗車券 |
| | └ | 往復乗車券 |
| | ┌ | 連続乗車券 |
| ロ 定期乗車券 | ┐ | 通勤定期乗車券 |
| | └ | 通学定期乗車券 |

- └ 特殊定期乗車券
- └ 特別車両定期乗車券
- └ 特殊均一定期乗車券

- ハ 普通回数乗車券
- ニ 団体乗車券
- ホ 貸切乗車券
 - (2) 特急券
 - (3) 特別車両券
 - (4) 座席指定券

第19条 (乗車券類の発売箇所及び発売方法)

乗車券類は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。ただし、普通乗車券類以外の乗車券類は、当社の指定した駅において発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅客が乗車券類を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合は又は旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、係員が普通乗車券、特急券、特別車両券、座席指定券を当該列車内において発売する。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

第20条 (乗車券類の発売範囲)

駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合
 - (2) 乗車券を所持する旅客に対して、その券面の未使用区間駅（着駅以外の駅については、途中下車できる駅に限る。）を発駅とする普通乗車券を発売する場合
 - (3) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合
 - (4) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合
 - (5) 特急券、特別車両券、座席指定券を発売する場合
- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

第21条 (乗車券類の発売日)

乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 普通乗車券

前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の前日から発売する。

(3) 団体乗車券および貸切乗車券

運送引き受け後であって、旅客の始発駅出発日の1ヶ月前から発売する。

(4) 座席指定券および特別車両券

当該列車が始発駅を出発する日の1ヶ月前の日の10時から発売する。

2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。

(1) 普通乗車券又は特急券は、同時に使用する普通乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日とし、当該普通乗車券を発売した日及び呈示した日から発売する。

3 団体旅客又は貸切旅客に対して指定券を発売する場合の団体乗車券又は貸切乗車券の発売日は、始発駅出発日の11日前の日までとする。

4 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

第22条 (乗車券類の発売時間及び発売区間)

駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売時間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から週初列車の発車時刻までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。

(3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券の発売区間については、別に定めることがある。

第23条 (乗車券類の購入申込書)

指定券およびこれに伴う乗車券類を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求めることがある。

第24条 (特別の乗車券類の発売)

当社が特に必要と認める場合は、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券、特急券、特別車両券及び座席指定券（以下これらを「個人旅行用乗車券類」という。）ならびに団体乗車券を発売することがある。

第25条（伝染病患者に対して発売する乗車券）

伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。なお、伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一種感染症、二種感染症、指定感染症、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

第26条（払い戻し等について特約をした乗車券類の発売）

当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払い戻し・変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

第27条（割引乗車券等の発売の制限）

旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

第28条（割引乗車券等の不正使用の場合の取り扱い）

旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させた時は、この仕様資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

第29条（割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合）

旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用した時
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用した時
- (3) 有効期間を経過したものを使用した時
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失ったものがを使用した時
- (5) 記名人以外の者がを使用した時

2 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印がないもの

第2節 普通乗車券の発売

第30条 (普通乗車券の発売)

旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合に発売する。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。

(3) 連続乗車券

前各号の乗車券を発売できない連続した区間(当該区間が2区間のものに限る。)をそれぞれ1回乗車(以下「連続乗車」という。)する場合に発売する。

第31条 (普通乗車券の特殊発売)

旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃(旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間において旅客運賃割引の取り扱いが出来る場合であっても、無割引の普通旅客運賃)を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によって最遠の駅又は乗り継ぎ駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。

2 前項の規定は、第19条の2の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があった場合に準用する。

3 前各号の規定によって発売した乗車券を所持する旅客に対しては、前途の駅又は車内において、これと引き換えに旅客の請求する区間の普通乗車券を発売する。この場合、既に収受した旅客運賃と旅客の請求する区間の旅客運賃とを比較して不足額を収受し、過剰額は駅において払い戻しをする。

第32条 (学生割引普通乗車券の発売)

学校及び救護施設指定取扱規則に規定する学校(以下「指定学校」という。)の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合で、第33条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について一人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。

第33条 (学生割引証)

指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年(又

は年次)・学生証、生徒証又は児童証等(以下「証明書」という。)の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・学校所在地、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。

2 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から3ヶ月間とする。

第34条 (被救護者割引普通乗車券の発売)

学校及び救護施設指定取扱規則に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、第35条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について一人1回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入する場合は、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入する場合であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

第35条 (被救護者割引証)

被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とする場合は付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1ヶ月間とする。

第36条 (往復割引普通乗車券の発売)

旅客が、片道の営業キロが500キロメートルを超える区間を往復乗車する場合は、往復の割引乗車券を発売する。

第3節 定期乗車券の発売

第37条 (通勤定期乗車券の発売)

旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1ヶ月、3ヶ月又は6ヶ月有効の通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

第38条 (通学定期乗車券の発売)

指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出した時又は通学定期乗車券購入申込書兼用の証明書に必要事項を記入して提出したときは、1ヶ月、3ヶ月又は6ヶ月有効の通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を、通学のため乗車する場合
- (2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

2 通学証明書の有効期間は、発行の日から1ヶ月とする。

第39条 (特別車両定期乗車券の発売)

旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、乗車券と特別車両券とを1枚にした1ヶ月又は3ヶ月有効の特別車両定期乗車券を発売する。

- (1) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

第40条 (制限距離を超える定期乗車券の発売)

当社が特に必要と認める場合は、前3条の規定にかかわらず、100キロメートルを超える区間に対しても定期乗車券を発売することがある。

第4節 普通回数乗車券の発売

第41条 (普通回数乗車券の発売)

旅客が、片道200キロメートル以下の区間の各駅相互間を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

第5節 団体乗車券の発売

第42条 (団体乗車券の発売)

一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一人員で旅行する場合であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをした者に対しては、団体乗車券を発売する。ただし、学生団体の条件をみたくず場合であっても、特別車両を利用する場合は、普通団体として取り扱う。

(1) 学生団体

イ 指定学校の学生・生徒及び児童等が8人以上とその付添人、当該学校等の付添人又はこれと同行する旅行者によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。

ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次のいずれかに該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所の児童又は小学校3年生以下の児童であるとき

(ロ) 障害又は虚弱のため、当社において付き添いを必要と認めるとき。

ハ イの旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が100人までごとに1人とする。

(2) 訪日観光団体

訪日観光客8人以上又はこれと同行する旅行者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するもの。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官・社団法人日本旅行業協会会長又は社団法人全国旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。

(3) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

第43条 （団体旅客の運送上の区分）

団体旅客に対しては、前条の規定によるほか、次の各号の規定に従って運送の引受けを行い、団体乗車券を発売する。

(1) 利用列車による区分

イ 専用臨時列車を利用する団体

行程の全区間又は一部区間を当該団体のためだけに設定した臨時列車（以下「専用臨時列車」という。）を利用する団体。

ロ イ以外の列車を利用する団体

定期列車又は専用臨時列車以外の臨時列車を利用する団体

(2) 大口、小口による区分

イ 大口団体

前号イに定める専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合の団体旅客。

ロ 小口団体

イ以外の団体であって、当該団体の構成人員によって、次により区分する。

(イ) A 小口団体

31人以上の人員によって構成された団体旅客

(ロ) B 小口団体

8人以上30人以下の人員によって構成された団体旅客

2 次の各号のいずれかに該当する団体旅客に対しては、その臨時列車の運転区間又は車両の使用区間について、列車又は車両単位に旅客車を専用する取扱（以下「旅客車専用扱」という。）として団体旅客運送の引受けをする。ただし、特別車両以外の旅客車を利用する学生団体にはこれを適用しない。

(1) 大口団体

(2) 特別車両を連結していない列車又は区間に対し、特別車両を利用する団体旅客

3 運輸上の支障その他別の事由がある場合は、前項の規定を適用しないことがある。

第44条（団体旅客運送の申込）

第42条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記入した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申し込みを行うものとする。

(1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9ヶ月前の日から2ヶ月前の日まで

(2) 前号以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9ヶ月前の日から14日前の日まで

2 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は学校長。ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明記するものとする。

(2) 訪日観光団体

代表者、申込責任者又は旅行業者

(3) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行業者

第45条（団体旅客運送の予約）

旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込を受けた場合は、当社において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受をする。

2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、次の各号に定める場合を除き、乗車日および乗車する列車を指定して運送の引受けをする。

(1) 特定の区間について普通列車を利用する団体については、乗車する列車の指定をし

ない。

- (2) B 小口団体については、行程中の指定券を必要としない区間について、乗車を利用する列車を便宜指定する。
- 3 前各号の規定により団体旅客運送の引受けをした場合は、その申込者に、運送を引き受けた旨を団体旅行引受書により通知する。
- 4 団体旅行引受書の交付を受けた団体旅行申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

第46条 (責任人員及び保証金)

次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行う。

- (1) 大口団体
- (2) 旅客車専用扱の団体
- (3) その他特別の手配をして運送する団体
- 2 前項の規定による責任人員は、次の各号に定める人員とし、旅客鉄道会社の責めに帰する自由による場合を除き、実際乗車人員が責任人員に満たないときであっても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件とするものとする。
 - (1) 旅客車専用扱の団体にあつては、第119条に規定する貸切旅客運賃収受定員の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満の端数は、1両ごとに切り捨てる。）
 - (2) その他の団体にあつては、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客のときは、大人と小児との格別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満の端数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）
- 3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受の内容にしたがって計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満の端数は、100円単位に切り上げる。）とし、当社の責に帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込を取り消したときは、これを返還しないことを条件とし、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。
 - (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しないときは、当該団体旅客運送の申込を取り消したものとみなす。
 - (2) 当社の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込を取り消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
 - (3) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があつても、その過剰額は返還しない。
 - (4) 納付した保証金には、利子を附さない。

第47条 (指定保証金)

指定券を必要とする小口団体(第46条第1校第2号及び第3号に来てする団体を除く。)については、指定保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行う。

2 前項の規定による指定保証金は、申込人員の9割に相当する人員(1人未満の端数は、切り捨てる。以下この人員を「指定保証金収受人員」という。)1人につき200円とし、当社の責に帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込を取り消した場合は指定保証金の全額を、実際乗車人員が指定保証金収受人員より減少した場合はその減少人員に対する指定保証金を返還又は団体旅客運賃・料金の一部に充当しない。

3 第46条第3項各号の規定は、指定保証金について準用する。

第48条 (一部区間不乗の団体乗車券の発売)

旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

第49条 (団体旅行の変更・取り消し)

団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定めるところによるほか、団体旅行変更・取り消し申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱をしないことがある。

(1) 団体乗車券の購入前に変更する場合は、当該団体旅行引受書を併せて提出する。

(2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

第5節 貸切乗車券の発売

第50条 (貸切乗車券の発売)

旅客が、次の各号のいずれかに該当する単位を持って旅客車を貸し切る場合であつて、かつ、当社が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

(1) 全車貸切

1車両単位で貸しきる場合。

(2) 列車貸切

列車を単位として貸しきる場合。ただし、旅客車4両以上の場合に限る。

第51条 (貸切旅客運送の申込)

前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程そ

の他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする。

第52条（貸切旅客運送の予約）

旅客から、前条に規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受けをしたときは、その申込人に、貸切旅客運送の引受けに関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

第53条（貸切旅客に対する保証金等）

第45条第4項、第46条第3項、第48条及び第49条の規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第7節 特急券の発売

第54条（特急券の発売）

旅客が、特急列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、乗車する列車ごとに、特急券を発売する。

(1) 特急券

乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特急券不要

荻町・白川間のみを利用する場合は、特急券を購入せずに乗車することができる。

2 団体旅客又は貸切旅客に対する特急券は、団体乗車券又は貸切乗車券に寄って発売する。

第55条（特急券の乗り継ぎ発売）

旅客が特急列車の運行形態等の事由により乗り継ぎをする場合は、次の各号に定める所による場合を除き、1枚の特急券でキロ程を通算した特急料金により発売する。

(1) 乗り継ぎ駅での接続時分が60分を超える場合

(2) 高山駅で乗り継ぐ場合。

第56条（特急券の特殊発売）

特急券を発売する際に、特急列車が約2時間以上遅延している場合又は約2時間以上遅延することが確実な場合は、当該列車が遅延したときであっても特急料金の払い戻しの請求をしないことを条件として遅延特約の特急券を特別の条件を附して発売することがある。

2 車両の故障等により、固定編成車両（特急列車の編成用とした車両。以下同じ。）以外

の車両によって全区間特急列車を運転する場合は、旅客が、編成車両の変更に伴う特急料金の払い戻しをしないことを条件として、特定の特急料金に寄って編成変更特約の特急券を発売することがある。

第8節 特別車両券の発売

第57条 (特別車両券の発売)

旅客が、特別車両に乗車する場合は、特別車両に乗車する列車ごとに、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して、特別車両券を発売する。

第58条 (特別車両券の乗り継ぎ発売)

旅客が列車の運行形態等の事由により乗り継ぎをする場合は、第55条の規定を準用する。

第9節 座席指定券の発売

第59条 (座席指定券の発売)

旅客が第16条第2項第3号に規定する指定席を使用する場合は、乗車する日、列車、駅、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合に寄って、旅客車又は座席の指定を省略することがある。

第10節 指定券の関連発売

第60条 (指定券の関連発売等)

旅客が特急列車の指定席又は特別車両を利用する場合の指定券、特別車両券は、特急券と同意に購入するときに限って発売する。

第61条 (指定券と他の乗車券類との関連発売)

旅客が、指定券又は特別車両券を購入する場合は、前条の規定によるほか、これを必要とする列車の乗車に必要な乗車券類を同時に購入又は呈示し、乗車券に相当の照明を受けた時に限って発売する。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

第62条 (旅客運賃・料金の種類)

旅客運賃・料金（第10節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃
 - ┣ 片道普通旅客運賃
 - ┣ 往復普通旅客運賃
 - ┣ 連続普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃
 - ┣ 通勤定期旅客運賃
 - ┣ 通学定期旅客運賃
 - ┣ 特殊定期旅客運賃
 - ┣ 特別車両定期旅客運賃
 - ┣ 特殊均一定期旅客運賃

ハ 普通回数旅客運賃

ニ 団体旅客運賃

ホ 貸切旅客運賃

(2) 特急料金

(3) 特別車両料金

(4) 座席指定料金

第63条 (旅客運賃・料金計算上の経路等)

旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

第64条 (旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方)

営業キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、次の各号により営業キロを通算して計算する。

- (1) 営業キロは、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。
- (2) 当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路又は自動車線が中間に介在する場合、これを通じて連続乗車券を発売するときは、前後の当社の区間の営業キロを通算する。
- (3) 次に掲げる区間の左方の駅を通過する特急列車へ同駅から分岐する線区から乗り継ぐ（特急列車から普通列車への乗り継ぎを含む。）ため同区間を乗車する場合及び次に掲げる区間を折り返して直通運転する特急列車に乗車する場合、当該区間内（左方の駅を除く。）において途中下車しない限り、当該区間の往復の営業キロは運賃の計算に使用しない。

イ 金山—新名古屋

ロ まつもと空港—松本

2 前項の規定により、旅客運賃・料金を計算する場合で次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める所によって計算する。

- (1) 計算経路が環状線1周となる場合は、環状線1周となる駅の前後の区間の営業キロを打ち切って計算する。
- (2) 計算経路の一部若しくは全部が復乗となる場合は、折り返しとなる駅の前後の区間の営業キロを打ち切って計算する。

第65条 (営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)

営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。

- (1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は駅着の営業キロによる。
- (2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱をする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅の中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。

第66条 (旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

旅客運賃、特急料金は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則に定めるところにより、旅客運賃・料金を収受する。

大人 12歳以上の者
小児 6歳以上12歳未満の者
幼児 1歳以上6歳未満の者
乳児 1歳未満の者

2 前項に規定による幼児又は乳児であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6歳以上の旅客(団体旅客を除く。)に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えたものだけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- (4) 幼児又は乳児が、指定を行う座席を幼児又は乳児のみで使用して旅行するとき。

3 前項第4項の場合の座席の使用区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅の中間となる場合は、前条第2号の規定を準用する。

4 第2項の場合の外、幼児と乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

5 座席指定料金及び特別車両料金は、旅客の年齢によって区別しない。

- (1) 軌道線の運賃は営業キロにかかわらず 200 円とする。
- (2) 索道線の運賃は無料とする。

第 7 2 条 (往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃)

往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃は次の各号に定める通りとする。

- (1) 往復普通旅客運賃は片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。ただし、第 3 6 条の規定により往復普通乗車券を購入する場合は、往路及び復路ごとの区間において、それぞれ普通旅客運賃を 1 割引する。
- (2) 連続普通旅客運賃は、各区間ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。

第 7 3 条 (学生割引)

第 3 2 条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の 2 割を割引する。

- 2 第 3 6 条の規定による往復乗車をする学生又は生徒に対して、学生割引の普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路の区間ごとに、それぞれ前条第 1 項の規定による割引の普通旅客運賃の 2 割を割引する。

第 3 節 定期旅客運賃

第 7 4 条 (定期旅客運賃)

定期旅客運賃は別表に定める通りとする。

第 4 節 普通回数旅客運賃

第 7 5 条 (普通回数旅客運賃)

普通回数旅客運賃は次に定める通りとする。

- (1) 大人普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
- (2) 小児普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

第 5 節 団体旅客運賃

第 7 6 条 (団体旅客運賃)

第 4 2 条及び第 4 3 条の規定により団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

- (1) 割引率は次のとおりとする。

イ 学生団体	
学生・生徒	5割
児童・幼児	3割
教職員・付添人・旅行者	3割
ロ 訪日観光団体	1割5分
ハ 普通団体	
専用列車を利用する団体	1割
その他の団体	1割5分

- (2) 前号の規定によるほか、訪日観光団体及び普通団体に対しては、団体旅客が 31 人以上 50 人のときはうち 1 人、51 人以上のときは 50 人ごとに 1 人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

第 7 7 条 (団体旅客運賃の計算方)

団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人あたり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、端数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人あたり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、端数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児が根乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

第 7 8 条 (実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)

団体旅客人員の実際乗車人員（無賃扱人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、責任人員によって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を計算する。

第 6 節 貸切旅客運賃

第 7 9 条 (貸切旅客運賃)

第 5 0 条の規定により貸切乗車券を発売する場合は、つぎの各号に掲げる人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

- (1) 特別車両
 - 1 両につき 44 人
- (2) 特別車両以外の座席車
 - 1 両につき 80 人

2 前項の規定にかかわらず、固定編成車両を貸切とする場合は、その設備定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

第80条 (貸切旅客運賃の最低額)

前条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が50キロメートル相当分の旅客運賃に満たないときであっても、同条の規定によって計算した50キロメートル相当分の旅客運賃とする。

第81条 (貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

貸切旅客列車の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客人員を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

第7節 特急料金

第82条 (大人特急料金)

大人特急料金は、次の各号に定める通りとする。

(1) 営業キロが25キロメートルまで	300円
(2) 営業キロが50キロメートルまで	500円
(3) 営業キロが100キロメートルまで	900円
(4) 営業キロが150キロメートルまで	1300円
(5) 営業キロが200キロメートルまで	1700円
(6) 営業キロが300キロメートルまで	2200円
(7) 営業キロが400キロメートルまで	2800円
(8) 営業キロが400キロメートルを超えるとき	3200円

第83条 (特殊発売する特急券に対する特急料金)

第56条第1項後段の規定により発売する遅延特約の特急券及び同条第2項の規定により発売する編成変更特約の特急券に対する割引率は、5割とする。

第84条 (団体旅客又は貸切旅客に対する特急料金)

団体旅客又は貸切旅客に対する特急料金は、その旅客運賃収受人員に相当する特急料金(貸切旅客の場合は、大人特急料金)とする。

第8節 特別車両料金

第 8 5 条 （特別車両料金）

特別車両料金は、次の各号に定める通りとする。

（1） 第 2 号以外の特別車両料金

イ 営業キロが 100 キロメートルまで	1000 円
ロ 営業キロが 200 キロメートルまで	2000 円
ハ 営業キロが 300 キロメートルまで	3000 円
ニ 営業キロが 300 キロメートルを超えるとき	3500 円

（2） 松神線又は諏訪線を走行する列車に対する特別車両料金

イ 営業キロが 100 キロメートルまで	500 円
ロ 営業キロが 150 キロメートルまで	700 円
ハ 営業キロが 200 キロメートルまで	900 円
ニ 営業キロが 250 キロメートルまで	1100 円
ホ 営業キロが 250 キロメートルを超えるとき	1300 円

- 2 他社線に直通する列車の特別車両料金は、当社線内と当該会社線内の営業キロを合算し、前項の規定により定められた額に 200 円を加算した額を、当社の特別車両料金と当該会社の特別車両料金を合算した額とみなして取り扱う。

第 8 6 条 （団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金）

団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額（貸切旅客の場合は、特別車両料金）とする。

第 9 節 座席指定料金

第 8 7 条 （大人座席指定料金）

大人座席指定料金は、350 円とする。

第 8 8 条 （団体旅客に対する座席指定料金）

団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

第 1 0 節 特殊料金

第 8 9 条 （車両の留置料金）

旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が 6 時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる駅に回送する場合で、下車駅での到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間を超えるときの留置料金は、その超過時間について、1 両あたり 2 時間までごとに 1890 円と

する。

第90条 (冷暖房料金)

当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その滞留中の車両に対して定置冷暖房設備により冷暖房を行う。この場合の冷暖房料金は、2時間までごとに3050円とする。

第91条 (旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料金)

旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客に対して使用する旅客車を他駅から回送した場合、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切って各別に計算する。車両回送料金は、1両0.1キロメートルにつき20円とする。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

第92条 (乗車券類の使用条件)

乗車券類は、その券面表示事項にしたがって1回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客は、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の指定券を所持する場合についてまた同じ。

第93条 (乗車券類の効力の特例)

乗車券類は、次の各号に掲げ得る場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 特別車両定期乗車券を使用して普通列車の特別車両以外の旅客車に乗車する場合
- (2) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合
- (3) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

第94条 (券面表示事項が不明又は不備の乗車券類)

乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅(定期乗車券にあつては、発行駅)に差し出して書き換えを請求することができる。
- 3 前項の規定に旅客から書き換えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引き換えに再交付の取扱をする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。

第95条 (不乗区間に対する取扱い)

旅客は第93条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることが出来ない。

第96条 (有効期間の起算日)

乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

第97条 (小児用乗車券類の効力の特例)

小児用の乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第92条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

第98条（乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方）

旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券の効力

第99条（有効期間）

乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

（1）普通乗車券

イ 片道乗車券

営業キロが100キロメートルまでのときは1日、100キロメートルを超え200キロメートルまでのときは2日とし、200キロメートルを超えるものは、200キロメートルまでを増すごとに、200キロメートルに対する有効期間に1日を加えたものとする。

ロ 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の2倍とする。

ハ 連続乗車券

各券片について、片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

（2）定期乗車券

1ヶ月・3ヶ月又は6ヶ月とする。

（3）普通回数乗車券

3ヶ月とする。

（4）団体乗車券

その都度定める。

（5）

その都度定める。

第100条（継続乗車）

入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第92条の規定にかかわらず、これを

使用することができる。

第101条（途中下車）

旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した場合、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。

- (1) 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、当社が指定した駅に下車するときを除く。
- (2) 普通回数乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅
- (3) 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

第102条（普通回数乗車券の同時使用）

大人用の普通回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第92条の規定にかかわらず、1券片をもって小児2人が乗車することができる。

第103条（改氏名の場合の定期乗車券の書き換え）

定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書き換えを請求しなければならない。

第104条（乗車券が前途無効となる場合）

乗車券（往復乗車券、連続乗車券又は普通回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第184条第1項第1号・第185条又は第186条の取扱を受けたとき。
- (3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条の規定によって、車外に退去させられたとき。

第105条（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）

定期乗車券以外の乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の乗車券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。

- (4) 券面表示事項（途中下車印を含む。）をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (5) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券もしくは普通回数乗車券又は普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (6) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (7) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
 - (8) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第100条に規定する場合を除く。
 - (9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。
 - (11) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定外の列車に乗車したとき。
 - (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ、）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第106条（定期乗車券が無効となる場合）

定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
 - (3) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した定期乗車券を使用したとき。
 - (4) 区間の連続していない2枚以上の定期普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (5) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (6) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (7) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
 - (8) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
 - (9) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (10) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第3節 特急券の効力

第107条 (特急券の効力)

特急券を所持する旅客は、その発売の日（有効期間の開始日を指定して発売したものにあっては、有効期間の開始日）から2日以内の1個（第55条の規定により発行した特急券にあっては、その券面に表示された個数）の特急列車（第56条の規定により発行した遅延特約の特急券にあっては、発売当日の別に指定した特急列車）に、1回に限って使用することができる。

第108条 (特急券が無効となる場合)

特急券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の特急券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった特急券を使用したとき。
- (3) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (4) 使用を開始した特急券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (5) 証明書等の携帯を必要とする特急券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (6) 有効期間を経過した特急券を使用したとき。ただし、第100条に規定する場合を除く。
- (7) 係員の承諾を得ないで、特急券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (8) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。
- (9) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した特急券を使用して乗車した場合に準用する。

第4節 特別車両券の効力

第109条 (特別車両券の効力)

指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。

第109条の2 (指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合の取扱い)

指定特別車両券は、これを所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席又は旅客車を指定して特別車両券の発売をすることがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、当該特別車両券に指定された座席を請求し、又は旅客車に乗車することができない。

第110条（指定特別車両券が無効となる場合）

第108条の規定は、特別車両券が無効となる場合に準用する。

第5節 座席指定券の効力

第111条（座席指定券の効力）

座席指定券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。

第112条（座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い）

第110条の規定は、座席指定券によって指定駅から乗車しない場合又は座席指定券が無効となる場合に準用する。

第5章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通則

第113条 (乗車券類の改札)

乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札及び引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求がある時は、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

第114条 (乗車券類の引渡し)

旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、もしくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

第115条 (普通乗車券の改札及び引渡し)

普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検等を受け、途中下車をする際に、これに途中下車の押捺を受け、また、乗継をする際に、これを係員に呈示して改札を受けるものとする。

- 2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

第116条 (定期乗車券の改札及び引渡し)

定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

- 2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、ただちに、これを係員に引き渡すものとする。

第117条 (普通回数乗車券の改札及び引渡し)

普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

第118条 (団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 特急券の改札及び引渡し

第119条 (特急券の改札及び引渡し)

特急券を使用する旅客は、特急列車に乗車する際に、その使用する特急券を係員に呈示して入缺又は改札を受け、また、下車した際に、使用済みの特急券を係員に引き渡すものとする。

第4節 特別車両券の改札及び引渡し

第120条 (特別車両券の改札及び引渡し)

特別車両券を使用する旅客は、特別車両に乗車する際に、その使用する特別車両券を係員に呈示して入缺又は改札を受け、また、その使用を終えたときは、使用済みの特急券を係員に引き渡すものとする。

第5節 座席指定券の改札及び引渡し

第121条 (座席指定券の改札及び引渡し)

座席指定券を使用する旅客は、当該旅客車に乗車したときは、ただちに、その乗車に必要な乗車券および特急券とともにこれを係員に呈示してその改札を受け、また、その使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。

第6章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

第122条 (乗車変更等の取扱場所)

乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払い戻しは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅等における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。

第123条 (手数料の收受)

第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払い戻しをする場合で、手数料を收受する時は、別に定める場合を除き、普通乗車券、特急券、特別車両券又は座席指定券を格別のものとして手数料を收受する。

2 第78条及び第80条の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した特急券及び特別車両券について、払い戻しをする場合は、実際乗車人員の料金合計額について手数料を收受する。

第124条 (払い戻し請求権行使の期限)

旅客は、旅客運賃・料金について払い戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求することができない。

第125条 (旅客運賃・料金の払い戻しをする場合の限度額)

旅客運賃・料金の払い戻しをする場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。

第126条 (乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の払い戻しをする場合の限度額)

乗車変更の取扱をした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受又は払い戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金額を收受しているものとして收受又は払い戻しの計算をする。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

第127条 (乗車変更の種類)

旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする

場合に当社が取り扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券類による旅行開始前又は使用開始前に申し出があった場合
乗車券類変更
- (2) 当該乗車券類による旅行開始後又は使用開始後に申し出があった場合
 - イ 区間変更
 - ロ 種類変更
 - ハ 指定券変更
 - ニ 団体乗車券変更

第128条（乗車変更の取扱範囲）

乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、第134条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。

第129条（割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限）

区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱をしない。

- 2 前項の規定にかかわらず、往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申し出があった場合に限り、その取扱いをする。

第130条（指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等）

指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車（列車を変更する場合は、変更しようとする列車）の変更しようとする座席に相当の余裕が有る場合に限って取り扱う。

- 2 乗車列車を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

第131条（継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止）

有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱をしない。

第132条（乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間）

乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱をする場合は、第99条に規定する日数とする。

- 2 前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第99条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数を有効期間としたほうが有効日数が多くなる場合は、この残余の日数を有効期間とする。この場合、第135条第2項第1号ロの規定により区間変更の取扱をする時は、原乗車券の発駅から変更着駅までを変更区間とする。

第133条（別途乗車）

旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものである又は旅客運賃計算の打ち切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取り扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

- 2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合又は当該駅から折り返して原乗車券類の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

第134条（乗車券類変更）

普通乗車券、特急券、特別車両券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものと同様に取り扱うことができる。

- (1) 普通乗車券相互間の変更
- (2) 指定券（特急券、特別車両券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更
- 2 前項の規定により、指定券を原乗車券類として乗車券類変更の取り扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定権に表示された列車（2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときに限って取り扱う。
- 3 乗車券類変更の取集機をする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しする。
- 4 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅

客運賃及び料金によって計算する。

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

第135条 (区間変更)

普通乗車券、特急券又は特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅又は営業キロを、当該着駅を超えた駅又は当該営業キロを超えた営業キロへの変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 普通乗車券

イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものである時は、変更区間及び不乗車区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(イ) 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(ロ) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間（変更区間が2区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間がある時は、これを変更区間とみなす。以下同じ。）に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻ししない。

ロ イの場合において、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）の片道の乗車区間の営業キロが100キロメートル以内である時は、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものである時は、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(2) 特急券

原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

第136条 (指定券変更)

特別車両券又は座席指定券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類について区間又は利用施設の変更（これらの変更を「指定券変更」という。）をすることができる。

2 指定券変更は、列車が変更とならない場合に限って取り扱う。

3 指定券変更の取り扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

第137条 (団体乗車券変更)

団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、区間変更、指定券変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取り扱い、また、指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前までに申し出があった場合に限って取り扱う。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通則

第138条 (旅客運賃・料金の払い戻しに伴う割引証等の変換)

旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払い戻しの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

第139条 (乗車変更等の手数料の払い戻し)

旅客は、当社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払い戻しを請求することができない。

第140条 (旅客運賃・料金の払い戻しをしない場合)

旅客は、第93条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については、払い戻しを請求することができない。

第2款 通則

第141条 (乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車した時。
 - (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入検を受けずに乗車した時。
 - (3) 第105条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車した時。
 - (4) 乗車券改札の際にその提示を拒み、又はその取り集めの際に引渡しをしない時。
- 2 前項の場合、旅客が、第105条第1項第6号の規定により無効となる2以上の普通回数乗車券で乗車した時は、当該各回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から収受する。
- 3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当する場合を除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 4 団体旅客が、乗車券面に表示された陰々を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させた時は、第105条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

第142条（定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・料金の収受）

第106条第1項又は第2項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃（特別車両定期乗車券にあつては、特別車両料金を含む。）と、その2倍に相当駿河区の増運賃とをあわせて驟雨する。

- (1) 第106条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した費が異なる時は、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して（特別車両定期券にあつては、特別車両に乗車したものとして）券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（又は2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃（特別車両定期券にあつては、特別車両料金を含む。）
- (2) 第106条第1項第6号に該当する場合であつて、普通回数乗車券を使用した時は、定期乗車券および普通回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、当該券片に対して往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃（特別車両定期券にあつては、特別車両料金を含む。）
- (3) 第106条第1項第6号に該当する場合であつて普通乗車券を使用した時及び同項第10号から第12号までのいずれかに該当する場合は、その乗車した区間に対

する普通旅客運賃（特別車両定期券にあつては、特別車両料金を含む。）

第143条（乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方）

第141条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅が2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、後続列車のある場合でその接続列車に乘車したことが明らかでない時は、その接続列車の出発駅。）から、また、乗車車両が判明しない場合で、その列車に当別車両が連結されている時は、その特別列車に乘車したものとみなして同条の規定を適用する。

第144条（特急券等の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）

第141条及び前条の規定は、特急券、特別車両券及び座席指定券に準用する。

第3款 乗車券類の紛失

第145条（乗車券類紛失の取扱方）

旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができない時は、すでに乗車した区間については、第141条・第143条又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また、係員がその事実を認定することができる時は、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃及び増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了液において、再収受証明書の交付を請求（指定券にあつては、同一の列車に限る。）することができる。ただし、定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

第146条（再収受した旅客運賃・料金の払い戻し）

前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とを最寄り駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき手数料210円（指定券にあつては320円）を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について払い戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1ヶ年を経過した時は、これを請求することができない。

第147条（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方）

旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができる時は、第145条の規定にかかわらず、別に旅客運賃又は料金を収受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をした時において、当該乗車券類についてすでにその旅客運賃・料金の払い戻しをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

第148条 (旅行開始前の旅客運賃の払い戻し)

旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき210円を支払うものとする。

第149条 (使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、特急料金及び特別車両料金の払い戻し)

前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、特急券、特別車両券について準用する。

第150条 (指定券に対する料金の払い戻し)

旅客は、指定券（団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、座席指定券1枚（2個以上の列車が表示されている時は1列車）につき210円を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、座席指定券に表示された列車の全区間（2個以上の列車が表示されている時は当該列車の全区間）を含み、乗車日が有効期間内にある特急券を区間変更又は払い戻しを同時にする時に限り、無手数料で座席指定料金を払い戻す。

第151条 (旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし)

旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金

又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき210円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。

(1) 保証金を収受している場合

保証金に相当する額及び指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額

イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、320円

ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、320円に満たない場合は、320円とする。

(2) 指定保証金を収受している場合

指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額

イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、320円

ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、320円に満たない場合は、320円とする。

2 団体旅客又は貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃・料金を払いもどしすることができる。

3 前条第4項の規定は、前各項の規定により払いもどしの取扱いをする場合に準用する。

第152条（旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし）

旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であって、かつ、その乗車しない区間の営業キロが、100キロメートルを超えるとき（乗車変更の取扱いをしたため100キロメートルを超える場合を除く。）に限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が往復割引普通乗車券以外の割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき210円を支払うものとする。

2 往復乗車券又は連続乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第271条の規定を適用する。

3 旅客は、第1項の規定により残額の払いもどしを請求する場合で、係員の請求があるときは、払いもどしの請求書を提出しなければならない。

第153条（不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合）

旅客は、次の各号に掲げる不乗区間等については、旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができない。

(1) 第100条の規定により継続乗車中に、前条規定により旅行を中止した場合の不

乗区间

- (2) 第93条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間

第154条 (定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき210円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。

3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

第155条 (普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし)

旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の片道普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として210円を支払うものとする。

第156条 (旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどし)

旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する

事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき210円を支払うものとする。

- (1) 傷痍疾病によって旅行を中止したとき。
- (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

第157条（傷痍疾病等の場合の証明）

旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

第158条（有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例）

発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料210円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。

第5款 運行不能及び遅延

第159条（列車の運行不能・遅延等の場合の取扱い）

旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客は、第162条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）、第163

条に規定する他経路乗車又は第165条に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

イ 第160条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

ロ 第161条に規定する有効期間の延長

ハ 第162条に規定する無賃送還並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

ニ 第163条に規定する他経路乗車並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

ホ 第164条に規定する不通区間の別途旅行並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

へ 第165条に規定する定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき（接続を欠くことが確実なときを含む。）又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき（遅延することが確実なときを含む。）

イ 第160条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

ロ 第161条に規定する有効期間の延長

ハ 第162条に規定する無賃送還並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

イ 第160条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

ロ 第161条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃及び料金の払いもどしを請求することができる。ただし、乗車券及び特急券にあつては、その乗車券類が、有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始日前を含む。）のものであるときに限る。

第160条（旅行中止による旅客運賃及び料金の払いもどし）

前条第1項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃及び料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定める額の払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

イ 割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

ロ 2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対す

る旅客運賃とする。

(2) 特急券

当該特急料金の全額。ただし、座席指定券により指定された特急列車（座席指定券がない場合は、乗車した特急列車）にその全部又は乗車後その一部を乗車することができなくなったときに限る。

(3) 特別車両券

当該特別車両料金の全額。ただし、指定された特別車両の全部又は乗車後その一部を使用できなくなった場合に限る。

(4) 座席指定券

当該座席指定料金の全額。ただし、当該座席指定券に表示された座席を使用開始後、一部区間使用できなくなった場合に限る。

第161条（有効期間の延長）

第159条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、乗車券及び特急券について、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券類を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券類の有効期間とする。

イ 第159条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券類を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

ロ 第159条第1項第2号及び同項第3号に規定する事由による場合は、1日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。

(3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

第162条（無賃送還の取扱方）

第159条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車（急行列車を除く。）に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、特急券及び特別車両券を使用して乗車した旅客については、次により無賃送還区間を特急列車又は特別車両により乗車させることがある。

- イ 特急券を使用した旅客については、特急列車により、当該特急券の発駅までの区間。
 - ロ 特別車両券を使用した旅客については、特別車両により、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。
- (2) 無賃送還は、乗車券の券面に表示された経路によって取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由によって乗車券に表示された経路により無賃送還の取扱いができないときは、他の経路の列車により乗車させることがある。
 - (3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
 - (4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
- 2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃及び料金の払いもどしをする。
- (1) 乗車券
 - イ 発駅まで無賃送還のとき
 - すでに収受した旅客運賃の全額
 - ロ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき
 - (イ) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
 - (ロ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃
 - (ハ) (イ) 及び (ロ) の場合、2 駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、その最遠駅を着駅として計算した額
 - ハ イ 及び ロ の場合に、旅客が当該券片を使用して途中下車をしていたとき (ロ の場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。) は、その途中下車駅 (途中下車駅が 2 駅以上のときは、最終途中下車駅) を途中駅とみなしてロ の規定によって計算した額
 - (2) 特急券
 - 第 160 条第 2 号の規定を準用する。
 - (3) 特別車両券
 - 第 160 条第 3 号の規定を準用する。
 - (4) 座席指定券
 - 第 160 条第 4 号の規定を準用する。
- 3 第 1 項に規定する無賃送還を行った場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

第 163 条 (他経路乗車の取扱方)

第159条第1項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地（不通区間以遠の駅において途中下車を予定していた場合は、その駅を含む。）に至る他の最短経路による乗車することができる。ただし、定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に途中下車することができない。
- (2) 旅客は、次に該当する場合に限って、他の経路を特急列車又は特別車両によって乗車することができる。

イ 特急列車に乗車した旅客が、列車が運行不能のため、他の経路を特急列車に乗車する場合。

ロ 特別車両に乗車した旅客が、列車が運行不能のため、他の経路を特別車両により乗車する場合。この場合、特別車両に乗車できなかったときは、第168条の規定により払いもどしの取扱いを受けるものとする。

2 前項の取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃及び料金と実際乗車した区間の普通旅客運賃及び料金とを比較して、過剰額は払いもどしをするものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、実際乗車した区間に対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

3 定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客について第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどし及び不足額の収受をしない。

4 第1項第1号ただし書の規定により定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客が他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃（特別車両に乗車した場合は、特別車両料金を含む。）を収受する。

第164条（旅客運賃・料金の払いもどし駅）

第160条・第162条又は前条の規定により、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃・料金の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅
- (3) 他の経路を乗車する取扱いを受けた旅客は、旅行を終えた駅

第165条（不通区間の別途旅行の取扱方）

第159条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が旅客鉄道会社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する

旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

第166条（定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし）

旅客は、第159条第1項の規定により定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

（1） 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間の営業キロを通算する。）の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数で除し、その1円未満の端数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、端数整理した額

イ 有効期間が1箇月のものにあつては、30日

ロ 有効期間が3箇月のものにあつては、90日

ハ 有効期間が6箇月のものにあつては、180日

（2） 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、端数整理した額。ただし、免税の普通回数旅客運賃の場合は、免税の普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第167条（特急列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方）

特急券を所持する旅客が特急列車に乗車した場合で、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、第159条の規定によるほか、同一方向の他の特急列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。

（1） 乗車中の特急列車が運行不能となったとき

（2） 乗車中の特急列車が運行時刻より2時間以上遅延したとき

（3） 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって特別車両券を所持する旅客が、当該特急列車の特別車両に乗車することができなくなったとき

2 特急券を所持する旅客は、第159条の規定によるほか、第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、その特急料金の全額の、第4号に該当するときはその急行料金の半額（10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額）の払いもどしを請求することができる。

（1） 特急列車が出発時刻に1時間以上遅延したため、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき

（2） 前項の規定により、他の特急列車に乗車したとき

（3） 特急列車の遅延により、着駅到着時刻に2時間以上遅延して到着したとき

- (4) 車両の故障等により、固定編成車両以外の車両を連結して特急列車を全区間運転する場合で、当該車両に乗車したとき

第168条 (満員等による特別車両料金の払いもどし)

自由席特別車両券(特別車両定期乗車券を除く。)を所持する旅客は、第159条の規定によるほか、満員、車両の故障又は連結旅客車の臨時変更により特別車両の座席を使用することができないため、他の旅客車に乗車する場合は、あらかじめ係員に申し出て、当該列車の係員から不使用証明書の交付を受け、前途の駅においてこれを提出し、その証明書に記載された区間に対する特別車両料金の払いもどしを請求することができる。

第169条 (運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

旅客は、第159条、第167条又は第168条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第159条から前条に定める取扱いに限って請求することができる。

- 2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第6款 運行不能及び遅延

第170条 (誤乗区間の無賃送還)

旅客(定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定した時は、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車(特急列車を除く。)によって、その誤乗区間について、無賃送還の取り扱いをする。

- 2 前項の取り扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃・料金を収受しない。

第171条 (誤乗区間無賃送還の取扱方)

前条の規定による無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、特別車両以外の車両によって取り扱う。ただし、旅客が特別車両券を所持している場合は、途中下車の取り扱いをしない。
- (2) 無賃送還中は、途中下車の取り扱いをしない。
- 2 旅客が無賃送還途中で駅に下車した時は、誤って乗車した区間及びすでに関連した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃・料金を収受する。

第172条 (乗車券類の誤購入の場合の取扱方)

旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めた場合は、正当な乗車券に変更の取り扱いをする。ただし、特急券、特別車両券又は座席指定券については、この取り扱いはしない。

2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃・料金と正当な旅客運賃・料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。

第8章 入場券

第173条 (入場券の発売)

次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。

- (1) 大人
 - (2) 小児 (大人及び小児が、2人を超える幼児を随伴する時は、その超える幼児については小児とみなす。)
- 2 入場券は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。
 - 3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。
 - 4 入場券は、入場する日の当日に発売する。

第174条 (入場券の料金)

入場券の料金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大人 140円
- (2) 小児 70円

第175条 (入場券の効力)

入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。この場合、第173条第2項の規定により使用時間を制限して発売した入場券にあつては、当該制限された使用時間 (以下「制限使用時間」という。) 無いに限って使用することができる。

- 2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。

第176条 (入場券が無効となる場合)

入場券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (4) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間 (以下「超過使用時間」という。) について無効とする。
- (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

- 2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

第177条 (入場券の改札及び引渡し)

入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、普通入場券については入鉄を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、ただちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

第178条（無札入場者）

乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第176条第1号から第3号及び第5号の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場券から第174条の規定による入場料金を収受する。また、第176条第4号に該当する場合（同項第1号から第3号及び第5号とあわせて該当する場合を含む。）は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に、第174条の規定による普通入場料金を乗じた額を収受する。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

第179条（入場料金の払い戻し）

第9条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場券を所持する者にあつては、入場料金額の払い戻しを請求することができる。

2 前項による場合の外、入場料金の払い戻しはしない。

第9章 手回り品

第180条 (手回り品および持込禁制品)

旅客は、第181条又は第182条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 暖炉及びコンロ（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及びカイロを除く。）
- (3) 死体
- (4) 動物（少数料の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第181条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬又は第182条第1項の規定により持込の承諾を受けた動物を除く。）
- (5) 不滅又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (6) 車両を破損するおそれがあるもの

2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

第181条 (無料手回り品)

旅客は、第182条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限ないであっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号のいずれかに該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同胞第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。

ただし、当該盲導犬がハーネスを付け、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・杖・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する制限個数にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

第182条 (有料手回り品および普通手回り品料金)

旅客は、小犬・猫・鳩又はこれらに類する小動物(猛獣及び蛇の類を除く。)であって、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込に関する必要事項を申し出た上で、当社の承諾を受け、普通手回り料金を支払って車内に持ち込むことができる。

- (1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの
 - (2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの
- 2 普通手回り料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について270円とする。

第183条 (普通手回り品切符)

第182条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代わる証票を交付する。

- 2 普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。
- 3 普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。
 - (1) 普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示してその下部に入鋏を受けたあと、当該有料手回り品にくくりつけておき、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。
 - (2) 普通手回り品切符に代わる証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示する。

第184条 (持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

旅客が、第180条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第181条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により荷物運賃及び増運賃を収受する。

- (1) 第180条第1項ただし書第1号から第5号までの規定による物品を持ち込んだとき

当該物品1個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃（危険品にあつては、10割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。

ア 火薬類

1キログラムについて1000円

イ その他の危険品

1キログラムについて300円

- (2) 前号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき

車内に持ち込んだ物品の総重量によって計算した相当小荷物運賃（持込物品が2個以上であつて、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。）及びその2倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免がれる意思が明らかであるときに限って収受する。

- 2 前項に規定する荷物運賃及び増運賃は、次の各号に定める区間を運送するものとして計算する。

- (1) 前項第1号のときは、乗車券に表示された区間。ただし、旅客が有効の乗車券を所持しないときは、旅客の乗車区間、また、その乗車区間が判明しないときは、当該列車の運転区間とする。

- (2) 前項第2号のときは、乗車券に表示された発駅（旅客が有効の乗車券を所持していないときは、列車の発駅）と、旅客を下車させた駅との区間

- 3 着駅において、旅客が第180条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第181条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けないうで車内に持ち込んだことを発見したときは、前2項の規定を準用する。

第185条（持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置）

旅客が、第180条第1項ただし書第1号から第5号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

- 2 前項の規定による荷物運賃及び増運賃は、当該物品を持ち込もうとした駅と乗車券に表示された着駅との区間を運送するものとして計算する。ただし、旅客が有効の乗車券を所持していないときは、当該物品を持ち込もうとした駅と列車の終着駅との区間を運送するものとして計算する。

第186条 (旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第183条第1項第1号の規定を準用する。

第187条 (手回り品の保管)

手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第188条 (準用規定)

手回り品に関する容積及び荷物運賃の計算並びに荷物運賃及び増運賃を収受する場合の証票については、別に定めがある場合を除いて、荷物規則の定めを準用する。